

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年1月15日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- (1) 掛川市高御所字新田92、94、95-1、95-2及び95-3
- (2) 掛川市長谷字十五ノ坪1364-1、1365-1、1366、1367-1、1367-6、1369-1、1370-1、1371-1、1372、1373-1、1386-4、1388、1389-1-1、1389-1-2、1389-2、1390-1、1390-2、1390-3、1390-4、1390-5、1391-1、1391-2、1391-3、1391-4、1391-5、1391-6、1395-2、1395-4、1395-6、1395-7、1395-8、1395-9、1396-1、1396-3、1396-5、1396-6、1397、1398、1399、1400、1401、1402、1403-1、1405-1、1406-1、1407、1408-1、1410-1、1413-1、1418、1419-1、1420-1、1444-7及び道路敷
- (3) 掛川市長谷字一本松1392-1、1392-4、1392-8、1392-9、1392-10、1393-5、1393-6及び1393-8
- (4) 掛川市長谷字猿田1368-2
- (5) 掛川市長谷字平地1369-2
- (6) 掛川市長谷字十六ノ坪1463-2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

株式会社シーアールイー

代表取締役 亀山 忠秀